

射水市空き家等対策協議会について

1 協議会の概要

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「特措法」という。）に基づき、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行う。

2 協議会の所掌事項

- (1) 射水市空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関すること。
- (2) 特定空家等に対する措置の方針に関すること。
- (3) その他協議会において必要と認められる事項

3 これまでの経過

平成27年12月	射水市空き家等対策協議会設置 第1回射水市空き家等対策協議会 議題：本市の空き家について
(平成28年度)	(空き家等実態調査)
平成28年6月	第2回射水市空き家等対策協議会 議題：射水市空家等対策計画（素案）について
平成28年9月	第3回射水市空き家等対策協議会 議題：射水市空家等対策計画（素案）について
(平成29年3月)	(射水市空家等対策計画の策定)
平成29年12月	第4回射水市空き家等対策協議会 議題：庁内関係課で組織する特定空家等判定委員会の設置について
令和元年12月	第5回射水市空き家等対策協議会 議題：特定空家等6棟の措置について
令和3年2月	第6回射水市空き家等対策協議会 議題：特定空家等3棟の措置について
(令和3年度)	(空き家等実態調査)
令和5年2月	第7回射水市空き家等対策協議会 議題：空き家等対策計画の一部改定について